

平成20年5月26日

企業会計基準委員会 御中

「棚卸資産の評価方法に関する会計基準(案)」
公開草案についての意見

石油連盟 税制・財務委員会

【要約】

I 意見

- ① 諸外国で措置されているのと同様に、日本においてもいわゆる連単分離を図ることが必要である。本基準の適用について、コンバージェンスの達成目標年度である平成23年(2011年)6月30日以降に開始する事業年度からの強制適用として所要の検討を経た上で、コンバージェンスに係る会計基準の適用について、実質的な直接開示対象とならない、単体会社等の財務諸表を対象外とされたい。
- ② これが間に合わない場合は、後入先出法の原則的廃止における例外措置として、後入先出法を採用しない場合の状況に関する詳細な注記を条件として、後入先出法による棚卸資産の評価を容認されたい。
- ③ 以上が認められない場合は、後入先出法から評価方法を変更した場合の保有益相当額について、損益認識せずに直接剰余金として処理する方法を認められたい。
- ④ 後入先出法削除の場合の税制措置としては、税務上後入先出法が存続し採用可能なものとする考えられる。

II 意見に関する主要論拠等

- ① 石油会社には、石油備蓄義務による一定量以上の在庫保有義務があり、景気循環等による在庫変動が不可能である。このため、後入先出法を採用した場合に巨額の在庫含み益が発生している。
- ② 後入先出法が削除される場合、課税に与える影響が一時に集中し、企業に極めて重大な影響を与えることが予測される。本会計基準の課税に及ぼす影響は著しく大きく、しかるべく配慮を行うことが必要である。
- ③ 諸外国では、国際会計基準の導入に関し、いわゆる連単分離、あるいは、税務と会計の分離が措置されており、わが国のみ課税への影響を強いるのは妥当ではない。
- ④ 後入先出法を採用しても、同等性評価の観点からは、必要性を満たす十分かつ詳細な注記を開示することで、投資家への十分な情報提供が可能と考えられる。

1. 石油価格の著しい高騰と保有利益の発生

原油価格はここ数年異常な高騰を続けている。ここ10年の間で、円建ての原油価格は、財務省「貿易統計」によると、平成10年度平均の10,319円/klから平成19年度の56,311円/klまで、5倍以上の変動を示している。

後入先出法の採用会社が平均原価法等への変更を行う場合は、棚卸資産に係る保有利益

が、このような石油価格の長期的な上昇傾向の中で、計算上の巨額な利益として計上されることとなる。

平均原価法採用会社においても、棚卸資産の受入価格よりも払出価格の上昇が遅れる「在庫評価の影響」によって、決算上の利益が大きく膨らむような事態も生じている。

2. 民間石油備蓄義務による保有利益の発生

このように石油価格の変動による著しい影響が生じるのは、エネルギー安定供給確保のための民間石油備蓄義務によって、在庫評価の影響が増幅されているためである。すなわち、石油会社には、石油備蓄義務による一定量以上の在庫保有義務があり、一般的な財のように景気循環等による在庫変動が不可能であるため、後入先出法を採用した場合には、一定量の備蓄義務に相当する在庫含み益をそのまま保有せざるを得ない。

3. 課税所得への影響

いわゆる会計のコンバージェンスの流れの中で、後入先出法の問題は何らかの対応が必要な相違点として認められるが、基準の適用は、キャッシュフローを伴わない莫大な課税所得を一時に集中して発生させることにつながる。本会計基準の課税に及ぼす影響は著しく大きい。よって、本基準の帰趨が「少数の企業」のうちの少数かもしれないが、場合によっては企業経営に致命的な打撃となる可能性もある。石油会社において基準適用の結果としてエネルギーの安定供給に支障が生じれば、国民への不利益、国家安全保障への影響にも波及する。

したがって、後入先出法の採用ができなくなる会社の激変を回避する方策が、円滑な企業活動のみならず国民、経済、社会のために必要と考えている。以下にいくつかの方策を列挙しているが、いずれも課税所得への影響回避のためであり、実現の手段については必ずしも以下に限られない。

4. 激変を回避する方策

(1) 連単分離

欧州では、国際会計基準において後入先出法が廃止されているが、いくつかの国々では、連結決算上は後入先出法を廃止しても、個別決算の会計上は後入先出法を存続させ、連結決算と個別決算の会計処理方法を分離する措置を採っている。また、個別決算でも後入先出法が採用できない場合、会計と税務が分離されている国もあるとのことである。

なお、米国では後入先出法を採用する会社が多く、税務上の手当てなしに米国会計基準と国際会計基準の差異が解消されることは困難と思われる。

このように諸外国では、後入先出法の取り扱いに関し、いわゆる連単分離、あるいは、税務と会計の分離が措置されているのに、わが国で会計基準の変更に伴う損益の発生に対し、何ら対策をとらないのは妥当でない。

そもそも、域内資本移動自由化から欧州で 2005 年より適用されている国際会計基準は、EU 域内上場企業が資本市場において、国際的な投資家向けに連結財務諸表を作成するための会

計基準とされている。

英仏(等)の例では、配当や税務計算基礎としての個別(単体)財務諸表に関しては、国際的会計基準の流れを踏まえつつその見直し作業が継続されているものの、国内会計基準が用いられており(英では国際会計基準の選択適用も可)、今後についても国際会計基準と国内会計基準が並存していくものとみられている。

諸外国の状況にならい、日本においても、国際的投資家への開示となる連結財務諸表に国際会計基準を適用し、配当や税務計算の基礎となる個別財務諸表には、国際的整合性を踏まえながらも国内事情も勘案した日本の会計基準を区分して適用していくこと(いわゆる連単分離)が必要であると考えらる。

本基準の適用時期をコンバージェンスの達成目標年度である平成23年(2011年)6月30日以降に開始する事業年度からとした上で、連単分離について、たんに棚卸資産の会計基準に限られた問題ではなく、開示全般にわたる課題として検討し、本件における弊害を回避するようにされたい。

(2) 例外措置としての後入先出法の容認

コンバージェンスの目的は、投資家等の関連者に財務諸表を開示するに当たって、当該開示の同等性を確保することにある。このような同等性確保の観点からは、必要性を満たす、十分かつ詳細な注記を十全に開示することで、投資家への十分な情報提供が可能になる。

上述の連単分離が措置できない場合は、後入先出法を完全に削除するのではなく、後入先出法を原則的に廃止することとし、原則的廃止における例外措置として、後入先出法を採用しない場合の状況に関する詳細な注記等を条件として、後入先出法による棚卸資産の評価を容認されたい。

(3) 会計方針変更時の剰余金処理

後入先出法が削除される場合、課税に与える影響が一時に集中し、企業に極めて重大な影響を与えることが予測される。以上に述べるような方策が実現せず、後入先出法の削除が例外なく回避不可能である場合は、後入先出法から評価方法を変更した場合の保有益相当額については、剰余金に直接計上し、損益計算書には反映させない措置を設けられたい。

具体的には、土地再評価差額金のように、適用時の期首の保有益相当額を純資産の部に計上し、このときの棚卸資産は適用時の期首の簿価から再評価後の価額で会計処理していくことが考えられる。

(4) 本件に関する税制改正要望の検討可能性

会計上後入先出法が削除されても、税務上後入先出法の採用が継続可能であれば課税所得への影響を回避できる。このため、会計方法によらず税務上の選択肢に後入先出法が存続し、(税務申告上、後入先出法によらずに確定された決算に基づき加減算を行うことで、)後入先出法による所得の計算が可能であることを確認していくことが考えられる。

5. その他

わが国においては、後入先出法を採用する企業数が少ないが、少数ゆえに影響が限られると考えて一方的に淘汰することは、少数とはいえ基本的な企業活動の自由を奪うことになりかねない。

6. ご参考

(1) 民間石油備蓄義務とその影響など

備蓄義務により、在庫トータルの回転期間は長くなっており、民間備蓄義務も含めて約3か月となる。民間備蓄義務による上乗せ分を除いた通常の事業活動に必要な在庫は、一般的に45日分とされている。保有在庫の約半分が上乗せ分となっていることにより、石油会社の原価計算に過度な影響を与えるとともに、後入先出法における在庫保有損益がおおよそ倍増する。

なお、石油会社では一般的に、過去の一定期間のコストに基づいて販売価格を設定している場合が多く、たとえば、当月の販売価格が前月の受入価格に基づくものとした場合、平均原価法によると原価のギャップが2か月程度遅れ、後入先出法では1か月程度先行することとなる。

他方、石油業界では、販売マージンの傾向評価として、当期の受入価格と当期の販売価格により概算把握される場合が多く、この場合、後入先出法と概ね同様の評価となり、平均原価法による損益ではいわゆる「在庫評価の影響」が生じる。

(2) 後入先出法が容認された場合の注記内容案

保有損益の把握と平均原価法等を継続採用していた場合との比較を目的として、次のような注記を行うことが考えられる。

① 貸借対照表関連

- ・ 期首・期末時点での棚卸資産科目別簿価、同時価評価額、および簿価と時価の差額
- ・ 時価評価の方法

	前期末			当期末		
	簿価	時価	差額	簿価	時価	差額
原油	xxx	xxx	xx	xxx	xxx	xx
半製品	xxx	xxx	xx	xxx	xxx	xx
製品	xxx	xxx	xx	xxx	xxx	xx
・・・	xxx	xxx	xx	xxx	xxx	xx
(合計)	(x,xxx)	(x,xxx)	(xxx)	(x,xxx)	(x,xxx)	(xxx)

時価評価の方法 : ・・・・・・

② 損益計算書関連

- ・ 売上原価(低価法評価損がある場合はその金額も記載)、利益科目の金額、他の在庫評価方法による金額、および、これらの評価方法による差額

- ・ 他の在庫評価方法による金額の算出方法（例：期首の在庫金額を平均的在庫期間における実績単価平均と仮定する等の方法により算出 等々）
- ・ 他の在庫評価方法による在庫保有損益相当額

	前期			当期		
	損益計算書計上額	〇〇〇法による金額	差額	損益計算書計上額	〇〇〇法による金額	差額
売上原価	xxx	xxx	xx	xxx	xxx	xx
(うち、収益性の低下による簿価切下額(洗替法の場合は相殺後))	xxx	xxx	xx	xxx	xxx	xx
在庫保有損益相当額	—	xxx	—	—	xxx	—
××利益	xxx	xxx	xx	xxx	xxx	xx

〇〇〇法による金額の算出方法：……

- ・ 後入先出法における在庫取崩しによる保有利益の金額、および、当該金額の算出方法

	前期	当期
在庫取り崩しによる保有利益の金額	xxx	xxx

保有利益金額の算出方法：……

③ 上記に基づく、主な利益比率、財務比率の評価方法別の数値と差異

	前期(%)			当期(%)		
		〇〇法による場合	差異		〇〇法による場合	差異
自己資本当期純利益率	x. x	x. x	x. x	x. x	x. x	x. x
総資産経常利益率	x. x	x. x	x. x	x. x	x. x	x. x
売上高経常利益率	x. x	x. x	x. x	x. x	x. x	x. x
…	x. x	x. x	x. x	x. x	x. x	x. x

(3) 石油連盟会員会社(18社)の採用する在庫評価方法(平成18年度)

	総平均法	後入先出法	該当なし
原油	9	4	5
製品	10	5	3
半製品	9	4	5

以上